

玉江峰子さん貸金事件

2021年10月30日

小林秀彦

目次

- **【背景】**
- 行橋建物の所有権取得（表1参照）
- トライアングルの設立（表2参照）
- **【事件】**
- H6年（ワ）1285号/1637貸金事件：差押え状況（表3-1参照）
- H6年（ワ）1285号貸金事件について（判決）（表3-2参照）
- （まとめ；私見）貸金事件に関する問題

表 1 : 行橋建物の所有権取得

号室	面積 (m ²)	前回競売	峰子取得	抵当権設定	債権額	差押え日	競売日
201	18.9	1990/10/4	1990/11/7	1990/11/7	7000000	1993/7/20	2001/10/24
203	18.91	1983/10/23	1989/10/16	1989/10/16	25000000		
				1991/11/7	5000000	1993/12/24	2000/1/11
205	41.15	1983/11/1	1989/10/16	1989/10/16	25000000		
				1991/2/8	5000000	1993/12/24	2000/1/11
206	18.71	1983/11/1	1989/10/16	1989/10/16	25000000		
				1991/2/4	5000000	1993/12/24	2020/1/11
210	32.39	1983/11/1	1989/10/16	1989/10/16	25000000		
				1991/2/8	5000000	1993/12/24	2000/1/11

行橋建物の所有権取得（表1参照）

- ①については、1989年10月16日に、玉江さんは、203号室、205号室、206号室および210号室を所有し、同日、抵当権25,000,000円が設定され、さらに、1991年に抵当権が③5,000,000円設定されている。また、②1990年11月7日に、玉江さんは210号室を所有し、同日、抵当権7,000,000円が設定されている。
- ①、②の4室については、1993年12月24日に差し押さえられ、③の1室に対しては、1993年7月24日に差し押せられているが、これらが、競売になったのは、①、②については2000年1月11日、③については、2001年10月24日である。
- 玉江さんの債務は、登記簿上では、1990年において、25,000,000円であり、1991年になると、さらに1991年5,000,000および7,000,000円増額され、計37,000,000円になっている。
- 4筆の登記簿謄本にある債務に関しては、玉江さんは登記に関わったのだから、知らなければならない立場にあった。

表2 (有) トライアングルの設立

登記	会社名	所在地	代表取締役	取締役	取締役	取締役	備考
1989/12/13	(有) トライアングル	北九州市小倉北区 金田2丁目7-4 ビュー花房	玉江峰子	藤本隆輝	谷口ひろ子		新規登記
2000/4/1			白石秀夫	藤本隆輝	谷口ひろ子	玉江峰子	取締役交代
2000/4/25			白石秀夫	辞任	辞任	辞任	取締役交代
2000/5/17			辞任			白石秀夫	取締役交代(注)
2000/5/23	(有) メディアニジュウイチ						社名変更
2000/6/7		北九州市門司区下 二十町8-3					住所変更
2002/4/10				吉永栄治			取締役交代
2004/8/4				辞任	吉永敏隆		取締役交代
2010/11/15	(有) ヤスナガタイヤ	北九州市若松区南 二島一丁目7-11			吉永敏隆		社名・住所変更
2012/12/1	(株) エム&エム・ロジス ティクス	北九州市若松区南 二島一丁目7-11	吉永敏隆		辞任	安永武陽	会社合併・取締役 交代

トライアングルの設立（表2参照）

- 1989年12月から2000年4月まで、同社が、ビュー花房に置かれ、代表取締役玉江峰子、取締役藤本隆輝、同谷本ひろ子であり、同年4月、彼らが辞任し、（有）メディアニジュウイチに、さらに、2010年に（有）ヤスナガタイヤに社名変更している。
- （有）トライアングルは、1989年12月に設立され、行橋の5室のマンションの競売のころまで存在したので、玉江のほか、藤本、谷本がその運営、経営にかかわったと思われる。
- （有）トライアングルにおいて、玉江、藤本、谷口の役割はどのようなであったのだろうか？：谷口、藤本は、玉江の債務の保証人になっている（①谷口、②、③藤本）のだから、多いに事件に関係しているはずだが・・・

表3-1： H6年（ワ） 1285号/1637貸金事件 1
 (1994/10/17~1997/ 3 /7)

項番	債務金額	貸出日	弁済期	利率	損害金	債務者	連帯保証人	期日	期日	未払金額	利息・損金	合計	備考：抵当
①	25000000	1989/10/16	1999/10/31	0.079	0.18	玉江峰子	谷口弘子	支払済み	1992/11/30	19466827	1589389	21056216	120回均等払
								遅延発生	1992/12/13				1989/10/16 債務
								利益喪失	1993/10/13				に充当
								その他					損金支払 要
②	5000000	1991/2/8	1996/2/28	0.09	0.18	玉江一貴	玉江貴子 藤本隆輝	支払済み	1993/5/31	2919802	62591	2982393	60回均等払
								遅延発生	1993/6/30				1991/2/8債務
								利益喪失	1993/10/13				に充当
								その他					損金支払 要
③	7000000	1990/11/7	1991/12/31	0.099	0.18	玉江峰子	藤本隆輝	支払済み	利息のみ	7000000	1653534	8653534	元本一時払
								遅延発生	1993/12/31				利息前払
								利益喪失	1993/10/13				1990/11/7付
								その他					損金支払 要
												32692143	

H6年（ワ）1285号/1637貸金事件 差押え状況（表3-1参照）

- 第一審、控訴審判決から、新北九州信用金庫が、玉江に対して、①債務27,000,000円、②債務5,000,000円、③債務27,000,000円に対する未払金、損害金の支払い請求であり、いずれも未払い貸付金および利息損害金ならびに請求日以降の損害金を請求した事件である。
- 損害金の延滞利息が年利18%であり、また、損害金および返済が、一度滞納した日から行使される特約のある契約であることは、悪辣な商行為を行っていた。
- ①，③については、峰子単独に請求されていて、それぞれ4室および1室の建物の所有権移転と同時に債務が発生している。
- ②については、峰子のほかに峰子の兄一貴に対して連帯債務として返済が求められている。

表3-2：H6年（ワ）1285号貸金事件判決（1997/3/7）
H9年（ネ）231号判決（1998/9/8:利息損害金減額）

第1審判決	訴訟対象	項目	請求金額	発生日	損害対象金	開始日	利率
1	①、②、③債務：峰子	請求金	32692143				
		①（甲1）	貸付金	25000000			
			支払済み	5533173			
			残現金/請求金	19466827			
			利息損害金	1589389			
			請求金・小計	21056216	1993/10/13		
	②（甲3、甲4）	貸付金	5000000				
		割賦現金	1997657				
		残現金・請求金	2919802				
		利息損害金*	62591				
		請求金・小計	2982393	1993/10/13			
	③（甲5、25、 甲29~31）	残現金・請求金	7000000				
		利息損害金	1653534				
小計		8653534					
請求金・小計		32692143	1993/4/24				
	①債務：峰子	損害金			19466827	1993/4/24	0.18
	②債務：峰子	損害金			2919802	1993/10/13	0.18
	③債務：峰子	損害金			7000000	1993/4/24	0.18
2 (②連帯債務分)	②債務：一貴	残現金・請求金	2919802				
	②債務：一貴	損害金			2919802	1993/10/13	0.18

H6年（ワ）1285号貸金事件について（判決） （表3-2参照）

- ①に関連した4室、203号室、205号室、206号室、210号室、計約110㎡であるから、25,000,000円の債務が生じる可能性は十分ある。玉江の返済が、信用金庫との契約に反しているので、玉江の主張には無理がある。
- ②については、5,000,000万円の債務が何故生じたのか不明であるが、行橋マンション4室1991/2/8の抵当権設定日、金額が一致しているし、支払いは途中（1994年5月末）まで支払っているので、玉江は、債務の事実を知っていたことになる（判決の根拠にも直接的な証拠は存在しない模様）し、一貴のその存在を認めている（控訴審判決：客観性に欠ける断ではある）
- ③については、行橋201号室の玉江取得の1990/11/7の抵当権設定日、金額7,000,000円と一致し、玉江は、サマリアマンション売却時に得た資金（8,000,000円）を充当するよう、信用金庫海野に求めたといっているが、原告は別の債務④5,000,000円に充てたといい、判決は、証拠（甲3、甲25、29～31）から、別件債務に充当したことが「窺える」として、後者を支持している。（玉江は、債務④は存在しないといっているが、返済時に債務抹消の事実を確認すべきであった：登記簿謄本では抹消されていない）。また、裁判所は、これらの関係を明らかにして、判断することを怠っている。

表4：（まとめ）貸金事件に関する問題

項番	金額	玉江主張	備考：私見
①	25000000	決済が勝手に行われ、書類も書いていない。	(1) 玉江は、（建物購入のため）債務の存在を知り、一部（5,000,000円余り）債務を支払っていたので覆すことは難しい。
		権利書があるので問題ないと思った。	(2) 藤本、谷口他銀行ほかの問題はある。玉江にも事実を確認する立場にあるが、確認していなので問題がある。
②	5000000	知らない（この債務は何のためなのか？）	(1) 玉江は途中まで債務（2,000,000円余り）を支払っていたので、債務を覆すことは難しい（何故返済したのか？）。一貴も存在を認めている（控訴審判決）
			(2) 前項（2）と同様
③	7000000	書類が勝手に作られた。	(1) この支払は別の債務④（建物購入のため？：この借金は存在しないと玉江は主張する）に充当した根拠は甲25、29～31による（一審判決）（客観的根拠なし）。
		1991/10/23サマリアマンションを売却し12/4梅野に支払済み	(2) 玉江は、支払い時に、その契約を消滅させる手続きを行う責務があった。

私見：貸金事件に関する問題

- 玉江は、おそらく、建物5室の初期投資額、その後支払った、返済金、利息、さらに、②の返済金を含めて、推定40,000,000円程度を失ったことになり、怒り心頭に発するのにも頷ける。
- 信用金庫、不動産業者に不正が少なからずあったことは想像できるが、不正を見抜くのが事業者、経営者の責任であり、玉江側には不正はなくとも、その管理運営を適切に行う責務があったと言えよう。
- 本来、裁判所は、玉江の建物取得、また、（有）トライアングルの取締役であり、また連帯保証人であった藤本、谷口、さらには、北九州信用金庫藤本、深町らを含めて、そのからくりを明らかにして判断すべきであったが、そのようなシステムティックな裁判を行なっていないし、できない問題があった（民間が裁判所に調査まで求めるのは無理である）。